

研究所ニュース

No.82

2023.5.25



特定非営利活動法人

非営利・協同総合研究所いのちとくらし

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

Tel. 03-5840-6567 Fax. 03-5840-6568

E-mail: inoci@inhcc.org <http://www.inhcc.org>

【理事長のページ】(No. 82)

『新しいアジアの予感 琉球から世界へ』を読み進めるために

中川 雄一郎

私は、本「研究所ニュース No.78」(2022.5.31)の「理事長のページ」に、「沖縄のんびとは、50年もの間、沖縄が基地のない平和な島であってほしいと訴え続けてきた」と書いておいた。しかしながら、「沖縄復帰50年」の現状は、「国土面積0.6%の沖縄に基地全体の約7割を集中させており」、したがってまた「そのように過密な基地にあっては、騒音や環境汚染のみならず、米軍関係者による事件・事故が留まる所を知らない」かのような状況を見せているのである。そこで私は「研究所ニュース No.79」(22.8.31)の「理事長のページ」において「再び沖縄『復帰50年』に触れて」と題したスペースを作り、そこに山本章子氏の『安全保障』下の日常：空も水もほど遠い平穏を引用することで、沖縄の「三つの不自由」に言及した短文を置き、そしてさらに「研究所ニュース No.80」(22.11.30)の「理事長のページ」に「沖縄『復帰五〇年の記憶』と『沖縄季評』に触れて」と題する「沖縄の現実とその実態」を捉えるよう思考した。こうした手数をかけることによって私は幸運にも「**耕論：平和教育のあり方**」(朝日新聞 2023.5.11)に出会ったのである。とは言え、私自身は「教育学・教育論」については全くの素人であり、「況や『平和教育のあり方』をや」であることを断わっておく。

そこで私は、ここでは「平和教育のあり方」について二人の論者〔狩俣日姫^{かりまたにつき}さん・澤野由紀子^{ねら}さん〕の主張・見解を追ってみることにした。要するに、ここでの私の狙いは「平和教育を理解する」ことであると言ってよい。というのは、「平和教育」はしばしば「具体的な概念に基づいた『より人間的な民意(市民の意識)』を基礎とする」、と私は思っているからである。その意味でまた、この「民意」は「市民の自立と尊厳」を基盤とすることを示唆している、と私は考えている。

〈1〉狩俣さんの「平和教育のあり方」は、彼女がその経験から学んだように、『聞くだけが学習ではない』ということである。この「聞くだけが学習ではない」との言葉は、

彼女が留学経験から得た「成果」の一つであり、また「沖縄は基地がないと経済が成り立たないのでは？」との日本人留学生の「問題意識」に狩俣さんが答えられなかったと自戒したことも一つの「成果」であると言ってよいと思う。この問題提起について、狩俣さんは後にこう答えているからである：「沖縄に帰り、本土の修学旅行生を案内する大学生の活動に参加し、戦争体験者の話を一方的に聞くだけではない、新しい平和学習に出会いました」。

また狩俣さんは、この「新しい平和学習」（「平和教育」）は「平和を創るには何が必要か」、あるいは逆に「戦争はどのようにして起こるのか」を想像する「議論の場」を用意することを強調している。私もまた、この「新しい平和学習」に基礎を置く若者たちの「想像と議論」が私たち市民に理性的な視点をもたらすだろうと観ている。と言うのは、狩俣さんが述べているように、市民（であること）は「個人同士の連帯」と「社会の構成員同士としての連帯」とを区別していく一連の教育的過程を経験するようになるからである。私たちはこのプロセスを「シティズンシップと民主主義との密接な関係の認識」と称している。実際のところ、シティズンシップは民主主義の前提条件と見なされるのである。なぜなら、民主主義には平等な「参加する権利」という理念が必ず伴うからである。これを要するに、現代の社会状況の脈絡からすれば、「安定した社会的統治（ガバナンス）のためには民主主義がますます重要になってくる」ということである。

〈2〉私は次いで、澤野由紀子さんが主張する「平和教育のあり方の中心軸」は「民主主義と多様性」であること、また現代欧州（ヨーロッパ）における「平和教育」についてシティズンシップ（市民性）意識を基礎にしていることを認識した。ただし、このシティズンシップは、「ある国の国民であると同時に欧州全体の市民でもある」とする横断的なシティズンシップ意識の下で「平和な欧州を創る方法を共に考える教育」を意味している。

周知のように、EU（欧州連合）では「子どもから成人まで、国を超えて交流し学び合うプログラム」がある。例えば「青少年が高齢者に戦争の記憶をインタビューして制作した映像を見せ合い、互いの国の戦跡を訪ねたりする」等々である。このような行為・行動は「多様な視点から、戦争が起きた要因を調べ、『どうしたら戦争が起きずに済んだか』を考えさせます」。要するに「事実を教えるだけでなく、自ら事柄の真意を調べる行動を大事にする」のである。また平和教育では博物館や記念館、それに美術館が果たす役割も大きいと言われており、参考にすべきであろう。

ところで、EUでは基本的に「生活と労働」において民主主義を重視する。なぜなら、「生活と労働における民主主義」は「平和の基礎を支えている」と、市民が認識しているからである。それ故、例えば「スウェーデンやフィンランドでは、独裁や専制を許容しない「民主主義や多様性の教育」を幼児期から重視している。それは「自分の意見を持ち、対立したら話し合いで解決する」ことを教えるためである、とのことである。

私は、「私自身の民主主義思考」について言えば、上記の狩俣さんの思考とも、また澤野さんの思考とも相似していると思った。と言うのは、私は「大多数の人たちが共に生活できるよう差異を認識し、民主主義の諸制度をそのための政策設定にまで辿り着く唯一可能な方法として擁護する」からである。イギリスのキース・フォークス教授はそのことをこう表現している：「民主主義は普遍的な真理を達成しようとするのではない。民主主義は多様な市民同士の間の関係を築いていこうと努力することなのである」。私は、

この意味で、「権利と責任」の特質も民主主義に基づいて取り決められなければならないと考えている。

私はまた、その意味で、澤野さんの次の主張に賛意を示すものである。少し長くなるが、最後に澤野さんの主張・提案を記しておく。

私は、戦争を放棄するという日本のスタンスは変えるべきではないと思います。そのためにも、現在、世界で起きている戦争についても具体的に学ぶ必要があります。今の日本の学校では、戦争や平和を学ぶ時間はありません。社会や国語だけでなく、総合的学習で行う ESD（持続可能な開発のための教育）や、道徳の、子どもの権利や人権をテーマとした授業の中で平和教育ができるのではと思います。

(なかがわ ゆういちろう、研究所理事長・明治大学名誉教授)



【役員リレーエッセイ】

コミュニティする

富沢 賢治

2023年3月19日（日曜日）記

昨晚、あるご夫妻と居酒屋で飲んだ。夫の名は「空（そら）」、妻は「ひろこ」、二人合わせて「空は広い」となる。二人のなれそめはホテル。このロマンチックな結びつきには、私もかかわっている。

2000年、私はS大学のコミュニティ政策学科の学科長に任命された。翌年に「コミュニティ活動支援センター」というNPOを立上げ、その後15年間、無給の事務局長を努めた。このNPOの主要な役割は、大学周辺の地域社会を豊かにするために大学の学生・教職員と地元の人たちとの交流を活発化することであった。

いろいろなことをしたが、その一つは地域の自然環境の整備であった。昔、大学周辺ではホテルが飛び交っていたと地域の人と言う。2003年、NPOは大学内に小川（ビオトープ）をつくりホテルを育成するという事業を開始した。大学当局は賛意を示し、学生たちはホテルクラブを結成した。幸い事業は成功し、2004年から毎年開いたホテル祭りではホテルをはじめ見る子どもたちが大歓声をあげた。祭りが終わるとホテルクラブの学生たちはパーティを開き、小川の水で乾杯などをして、ホテルのように舞い狂った。空とひろこはいつもクラブの中心にいた。

空とひろこは卒業後結ばれた。地元のコミュニティ・カフェで開かれた結婚披露宴には地元の人も多く集まり、二人を祝った。いっしょに苦労してホテルを育ててきた同志の集まりという感じが強かった。

ところで、昨夜の3人の飲み会は、ひろこの就職祝いであった。何に対しても真剣に

取組む彼女は、前職で燃え尽き、身体をこわし、苦勞の末、新しい職に就いたのである。

さぞかし疲勞こんぱいしているだろうという私の心配は、はずれていた。彼女は元気いっぱい、数日前には前職の仕事現場を訪ね仲間を励ましてきたと言うのである。このような行為を彼女は「コミュニティする」という言葉で表現した。

「キャンプする」「ドライブする」など、カタカナ横文字に「する」を付けた表現は、よく見られるけれど、「コミュニティする」という表現は、はじめて聞いた。新鮮であった。大学でコミュニティ学科長に就き、コミュニティ論を講じ、コミュニティ活動支援センターの活動に関わってきた私にとって、「コミュニティ」は愛着に満ちた言葉である。しかし、コミュニティの定義は 100 近くあると言われている。研究者としては気軽には使えない言葉である。ところが、ひろこは「コミュニティする」と、ごく自然に言う。私はびっくりした。

残念ながらコミュニティ政策学科はもう存在しない。しかし、コミュニティという言葉は生き残り、日常語として使われるようになっていく。

思えばひろこは、昔からコミュニティする人であった。彼女のおかげで、私も今、コミュニティする人であることに気づかされた。

国民学校 4 年生で敗戦を迎えた私は、先生たちを信用できなくなった。その結果かどうかわからないが、自分が何者か分からなくなった。青春時代は虚無的になり、長い間うろろうろして自己を探した。ところが、博士論文などで提示した協働労働論が多方面から評価あるいは批判されることによって、自分の社会的な位置が否応なく定まっていた。さらに協働労働論の立場から労働者協同組合を支持する頃になると、「関東の 3 悪人」の一人と位置づけられるほどになった。大学の教職員組合の執行委員長の経験などを経たこともあり、私はいつの間にか「コミュニティする人」になっていた。

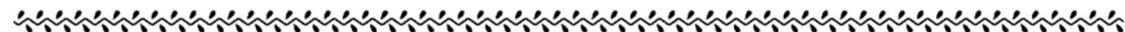
実は「コミュニティする」がどのような意味で使われているのか、新語なので私には分からない。私が辞書執筆者であれば、「人と人を結びつけて、よい社会をつくる行為」とでも説明したいところである。「コミュニティする」が一般的な表現になればいいなと思っている。

(とみざわ けんじ、研究所顧問・一橋大学名誉教授)

●事務局からのお知らせ：研究助成、奨励研究の募集開始●

研究所では、研究所の定款に掲げる目的に添った調査研究を支援するため、研究助成の公募をいたします（金額：共同研究 100 万円まで、個人研究 50 万円まで）。応募締切は 6 月 20 日（火）消印有効です。また奨励研究として、実践家（年齢不問）や研究者（応募時に概ね 40 歳未満）で、「非営利・協同」や「いのちとくらし」に関する調査・研究の成果を募集しています（金額：10 万円まで、予算の範囲で通年募集）。

募集要項など詳細は、研究所ウェブサイトをご覧ください。



【役員リレーエッセイ】

ドイツ協同組合法を講義して

二上 護

個別の事件を担当してきた私としては珍しいことだが、石塚さんに誘われ、2006年改正ドイツ協同組合法を解説した縁で、3回にわたり、講義をもった。

自分の書いたものを見返し、理解不足や説明不足が多いことを知り、にわか勉強の底の浅さを痛感した。

ドイツ協同組合法は、協同組合法の位置、性質の故か、ドイツ商法の準用が数多い。EU法、信用制度法（銀行法）、破産法、公認会計士法などの準用も多い。本来、これらを読みこなしたうえでなければ、協同組合法の解説はかなわない。

聴取者は多くないが、日本の協同組合法を講義している先生、院生、研究者など、私よりも協同組合に深くかかわっている人たちであった。

3月の第1回は、1973年、85年改正法(旧法)、4月の第2回は改正の目的、組織、5月の第3回は協同組合の検査について話した。

2006年改正の大きな目的は、社会的文化的活動をドイツ協同組合の目的に加えることである。そのためもあり、小さな協同組合の活動を見直し、容易にした。

最低組合員数はそれまでの7人から3人にした。組合員数20名以下の協同組合の理事は1名とでき、理事会のない場合は監査役が意思表示を代行する。

監査役会なしを可能とし、必要な場合の総会の招集、理事と対抗する場合の代表権、検査手続などについて定めた。総会が、理事に代わる代表者の選出、検査を受ける諸手続を行えるようにした。数人の協同組合ではさもありなん。

小さな協同組合の検査は、協同組合が検査協会に書類を提出するだけですませる簡易検査の制度もつくった。

投資組合員は、総会における4分の3以上の賛成により投票権を得ることができ、監査役会にも人数の4分の1まで入ることができる。

旧法は、組合員数3000人以上の協同組合は総会に代わり、総代会とすると定めていた。改正法は、組合員1500人以上の協同組合は、総代会と定められるとした。総代会の設置を、義務から任意に転換したのである。

組合員の10分の1の請求により、総代会廃止のための総会を招集でき、請求を受け入れられない場合、裁判所に請求して総会を招集する権利を与えた。

総代会の決議に反対する組合員は、その議題について発言権と投票権をもって総代会に参加でき、請求を受け入れられない場合、裁判所に請求して総代会に参加できる権利を得た。少数組合員の保護を徹底したのである。

年度決算の公開は、商法に基づき、連邦官報による開示、国際的な会計原則により作成した単体決算書の開示をもって可能とした。

監査役会の責任を著しく軽減した。旧法における監査役会の職務は、理事会の職務の全分野における監督とされていたが、改正法は理事会の業務運営の監査にとどめた。

監査役会が設置する検査実施委員会の任務は、私が担当している病院では公認会計士が専門家として目を光らす業務である。

石塚さんはドイツの協同組合にはマルク共同体、ギルドの二つの源泉があり、マルク共同体の農民は共同体のなかにおいて土地持分を有すると話された。その故かドイツ協同組合法は、組合員の持分と貸分を組織原則の中心に据えた。

ドイツの協同組合は、年度決算の剰余金・損失金を組合員に分配する。分配は最初の事業年度は払い込まれた持分金額に応じ、その後は前年度末の剰余金・損失金の分配額を加算・減算した金額(貸分)に応じて行う。

組合員の貸分は毎年変動し、脱退時には協同組合の財産と組合員の員数の割合により貸分の払戻を6ヶ月以内に受ける。貸分を譲渡して組合員資格を終了することもできる。反対に破産の時には、未払債権者に支払うために追加出資義務がある。破産手続開始の18ヶ月前までに脱退した組合員も追加出資を求められることがある。

有価証券の取引を行う協同組合及び銀行業務を行う協同組合(信用協同組合)の監査役は、全員協同組合に精通する者であり、1名は会計専門家とする。

協同組合に関係する人は、信用協同組合の検査を行う検査人になれない。

公認会計士は、収入総額の5%以上を得る協同組合の検査人になれず、税務顧問業務をした場合又は7回決算監査を行った場合は検査を行えない。

信用協同組合の検査手続においては、検査人は理事会と監査役会の合同会議を招集し、検査の途中経過、最終結果と会計処理を報告し、問題点と追加検査の必要性を指摘する義務がある。大きい信用協同組合の検査に対しては、EU指令の定める検査の質の確保が要求される。

検査報告書については商法の準用が多い。協同組合の継続性と招来の発展について説明し、決算書における重要な評価の基礎の変更が総体において財産、財務の状況の表示にどのような影響を持つかについても説明する。

検査協会は、協同組合の検査の品質の保証について、6年又は3年ごとに品質管理を実施し、その結果を監督局に報告する。品質管理検査人の要件は厳しく、3年以上検査権をもち、公認会計士法に基づく認定検査人としての登録が必要であり、品質管理は公認会計士法に基づき実施する。

ドイツの協同組合は自助、自立を重んじてきたといわれるが、2006年改正にあたり、国家との関係をより柔軟に考える方向に転じたと思われる。

旧法においても検査協会の検査権は監督局が付与したが、監督官庁の検査協会の監督方法について、報告、書類の取得、会議への参加、事業所立ち入り、調査委託など具体的に定めた。

ドイツの破産法は、1994年に改正され、破産計画に関する規定をつくった。協同組合法は、協同組合の清算・破産の場合、協同組合の再生に向けて、自主管理、破産計画の撤回、協同組合の継続決議の規定を加えた。継続に反対する組合員のために、脱退通知期間の定めにかかわらず、速やかに脱退する権利を与えた。

ユネスコは、ドイツの協同組合を世界無形文化遺産に登録した。石塚さんは、ドイツがEUのあり方に近づいたことを評価された面があると話された。私は、協同組合運動が発展、多様化しているなかで、様々な工夫をしていることを評価したと受け止めたい。

このドイツの協同組合と協同組合法の全体像を、関連する法も含め、詳しく、生き生きと描き出していただきたい。それは、日本の協同組合運動の発展に大きなインパクトを与えることと信じる。

(にかみ まもる、研究所監事、弁護士)

【役員エッセイ】

アメリカ医療の企業化を改めて考える

高山 一夫

大学教員になって四半世紀近くになります。若い時分に、お世話になった先生から、「よい教育をするためには、しっかり研究することが不可欠」と何度も教わりました。「研究の裏打ちのない講義には迫力がない」とも言われ、爾来、教育と研究の両立を心がけてきました。この数年は管理職の仕事にも時間を割かれていますが、なんとかやりくりして、アメリカの医療政策と医療経済の研究を続けています。

アメリカ医療について、普段は具体的な政策に関する論文や資料を読んでいます。休講期間など少し時間のとれるときには、頭の中にある理論的な枠組みを見直すために、通史的あるいは理論的な本を読むようにしています。最近読んでいる本の一冊に、サルモンおよびトムソン著『アメリカ医療の企業化—企業による覇権の形成と専門職の自律性の喪失』(原題は、J.W. Salmon and S.L. Thomson, *The Corporatization of American Health Care: The Rise of Corporate Hegemony and the Loss of Professional Autonomy*, Springer, 2021) があります。医療の企業化については、医療法人制度改革や近年の地域医療連携推進法人の創設をめぐる論議などにおいて、日本でも多少は意識ないし参照されたかと思います。(日本では「営利化」と呼ばれることも多いですね。)

『アメリカ医療の企業化』(以下、本書)は、書名にもある通り、アメリカ医療の歴史的な変貌を、企業化の進展と医療専門職(医師)の自律性(autonomy)の後退として論じた本です。著者の一人サルモン氏は、じつは40年近く前に、著名なマルクス主義政治学者のナバーロ教授らと共同で「医療の企業化」(Corporate Transformation of Health Care)を論じており、私も大学院生時代に、彼らの論文集に齧り付いた記憶があります。本書を手にして、2000年代以降の様々な変化—オバマケアの成立に象徴される医療制度改革や、新型コロナ・パンデミックの発生、医療におけるIT技術の普及や大型M&A(合併・買収)の進展などを、企業化論の視点からどのように分析するのか、興味津々でページを繰りました。

本書は、全7章からなります。第1章と第2章は、アメリカ医療の企業化を歴史的に、広い視野から考察しています。第1章「アメリカ医療の企業化の歴史ー市場パラダイムの支配」で興味を引いた箇所は、やはり2000年代以降の変化、とくにオバマ政権とトランプ政権の医療政策の評価とコロナ禍です。著者はオバマケアを全面的に礼賛することはなく、共和党や医療産業との妥協のため、公的医療保険の拡充や国民皆保険などを早々に断念し、また、医療費の抑制を通じた企業化を促すような様々な仕組みも導入したと指摘します。もちろん、オバマケアが無保険者を2000万人減らしたこと、あるいは、オバマ政権がセーフティネット医療機関や救急部門を手厚く補助したこと（DHS initiative, Comprehensive Primary Care Initiative）も指摘することで、トランプ政権との対比を際立たせていますが（39-40頁）。ただ、コロナ禍による悲惨な健康被害に直面してもなお、国民皆保険が政治的アジェンダにならないとの指摘（46頁）がとくに印象的でした。また、アメリカ医療費委員会（CCMC）にも多くのページを割いていることが注目されます（16-20頁）。

第2章「製薬、病院、ナーシングホーム、ドラッグストア・チェーン、薬剤給付管理／保険者の統合」は、M&Aを中心に、2000年代以降のアメリカ医療産業の現状を幅広く紹介しています。病院やナーシングホームの企業化から派生する形で、刑務所の民営化や大学の営利化も進展したとの指摘は、ユニークだと思います（88-91頁）。また、連邦政府の補助金が医療の企業化を促してきたことに鑑みて、共和党の緊縮財政論は、企業化を阻害しないよう、もっぱら市場の外にいる医療弱者などに対する支出の抑制論にすぎないとの指摘（65頁）も興味深いです。ただし、連邦政府補助金を取り上げながら、減税などいわゆる租税支出について全く触れていないのは、不十分だと思います。

第3章と第4章は、専門職としての医師の自律性の後退がテーマです。第3章「医療行為ー家内工業から企業活動へ」では、専門職としての医師のあり方の変貌が歴史的に整理されています。医師のバーンアウトやオバマケア以後の患者の急増などの論点も取り上げていますが、あまり新味は感じませんでした。また、第4章「医療過誤という危機ー医療行為の監視」では、医療過誤の状況や補償制度の概要を整理し、望ましい制度改革案についてやや詳細に論じています。ただ、企業化との直接的な関連はあまりないように感じました。

第5章「ビッグ・データー医療専門職に対する支配としてのIT」は、日本でも話題の医療版DXを取り上げた章です。本章では、まず医療における情報化の進展（AIやビッグ・データ）とIT産業への規制などを概括したあと、IBMとMicrosoftを皮切りに、Apple、Amazon、Google（Alphabet）、Facebook（Meta）といった巨大IT企業による医療分野への進出を紹介しています。ただし、著者は医療におけるAI・IT技術の浸透に関する今後の見通しや医師の社会的地位に及ぼす影響については、プライバシーと信頼性（情報漏洩の危険など）の点で懸念があるとしつつも、現状では未知数であるとして、医療・健康関連情報を独占したIT企業による新しい形での医療の支配が生じるかもしれないと示唆するにとどめています（237-238頁）。私も、医療のDXを考察する際には、あまりホラー・ストーリーを語るのではなく、技術そのものと技術に対する社会的規制とを区別して、冷静に議論することが不可欠だと思います。なお、巨大IT企業について、”FAANG”（Facebook, Apple, Amazon, Netflix, Google）という頭字語（acronym）も紹介していました（182

頁、英語のファングは牙・毒牙の意味)。

第6章「医師の雇用上の地位—団体交渉とストライキ」は、企業化論とかかわりの深い医師の労働者化と団体交渉について取り上げています。日本も同じかと思いますが、医師は専門職としての自覚が強く、かつ倫理上の制約もあって、労組に結集し、団体行動とりわけストライキを実施することには消極的とされます。アメリカ医師会は現在でも、医師が労組に加入し団体行動に参加することは容認するものの、ストライキにはいかなる理由であれ反対との立場を堅持しています(275頁)。しかし本章では、アメリカとカナダにおいて1960年代から1990年代にかけて散発的にストライキがなされた事実を紹介しています(270-271頁、ただし2000年代以降はほとんどない)。また、イギリス医師会は国営医療制度との交渉のため、医師のストライキをむしろ支持していることにも触れています(276頁)。

第7章「結論—進歩主義的な方向」は、本書全体のまとめですが、2020年 CARES法(トランプ政権下で超党派的に成立したコロナ経済対策法)など、最新の動向にも触れています。そして、本書を通じて一番印象的だったのですが、民主党(中道派)が支持してきた雇用主提供型医療保険こそが、いまや単一の国民皆保険制度創設の主たる障害物となっており、実際にコロナ禍に伴う失業で60万人が医療保険を喪失したこと、それゆえに労働組合は、いまこそ単一の国民皆保険制度の実現を政策目標に据えなければならないと、力強く主張しています(295-296頁)。コロナ禍で100万人を超える生命が失われてもなお国民皆保険が検討されないアメリカでは、著者らの主張が実現するのは政治的にきわめて難しいと思いますが、医療企業化論の政策的な含意として、注目するべきだと思います。

最後に、このエッセイのまとめに代えて、補足を2点ほど述べたいと思います。

第一に、専門職の本質が自律性に存することは、パーソンズ以来の社会学で確立された定説です。医療分野では、専門職論の視点からアメリカ医療を通史的に描いたスターの大著『アメリカ医療の社会的転換—専門職の台頭と巨大産業の形成』(P. Starr, *The Social Transformation of American Medicine: The rise of a sovereign profession and the making of a vast industry*, Basic Books, 1982, 2017)が有名です。サルモンらは、スターの研究を批判的に摂取しつつ、専門職支配の終焉をより明確に「企業化の進展」と規定したわけです。ただ、拙著『アメリカの医療政策と病院業』(法律文化社、2020年)でも示した通り、少なくとも病院業では企業化が一路進展したとは言い難く、むしろ地域医療を担う事業としての公益性・公共性との両立に苦心しているのが、実態に近いと考えます。

第二に、「非営利・協同」を掲げる総研でも、医療の企業化論を含めて、対概念というべき「営利・市場競争」についてさらに掘り下げて検討することが必要かと思います。その観点から、今回はやや詳しくサルモンらの著作を紹介しました。読者の皆様にとって、少しでも刺激になる点があれば幸いです。

(なお、協同の対義語はなかなか難しく、英語の“cooperative”の対義語

(antonyms)をシソーラスで調べると、競争(competitive)、分断(separate)、自立(independent)、分離(disjoint)、切断(divided)、無調整(uncoordinated)などが該当しました。このエッセイでは、協同組合セクターや社会的連帯経済を念頭に

置いて、さしあたり市場競争としました。)

(たかやま かずお、研究所理事・京都橘大学教授)



日銀新紙幣の顔

石塚 秀雄

●2024年から20年ぶりに日銀紙幣の顔が変わる。もうすでに国立印刷局が2022年6月より新紙幣の印刷を始めて在庫を増やしているという。紙幣の顔はこれまでの福沢諭吉、樋口一葉、野口英世から、それぞれ一万円は渋沢栄一、五千円は津田梅子、千円は北里柴三郎に変わる。文化的な香り、在野の人という感じから、国家の栄光を担うエスタブリッシュ、権威主義的な感じに人物が交代したようだ。新聞記事によると渋沢栄一は日本資本主義の父(母は誰?)、津田梅子は女性教育の先駆け、北里柴三郎は近代医学の基礎を築いた、とそれぞれ紹介している。この三人が選ばれたのにはきっと共通の理由あるい共通点があるのにちがいない。そこでにわか勉強して見ての感想は、明治以降の上昇日本帝国への郷愁というか復古願望が三人を紙幣の顔に選んだ動機ではないだろうかということである。

「古い日本資本主義」は良かった、過去の栄光と頑張りで、もう一度ニッポンを輝かしたいという、過去の「成功体験」の再来を願っているのではないか。とはいえ、時代は、現金決済はスマホやカード決済に代わりつつあり、スーパーでもコンビニでも、レストランでも現金払いは年々減少している。しかしながら、紙幣すなわち通貨というものは、国家の存続に不可欠なものであり、廃止することはできないし、政府が直接発行するというものもないものなのである。例えば、イギリスでは、主としてイングランド銀行(今度チャールズ新王の顔のポンド紙幣を発行する)だけでなく、スコットランドで3銀行、北アイルランドで4銀行の合計8銀行が紙幣を発行しているのである。

●ちょっと調べて分かったことだが、渋沢栄一は、初めての登場ではないのである。以前にも紙幣の肖像となっていた。まさに日本資本主義の父の面目躍如である。渋沢栄一は1873年(明治9年)に、日本で最初の銀行である株式会社第一銀行を設立してトップに就任した。この第一銀行はその後、帝国銀行と名前を変え、第一勸業銀行となり、現在のみずほ銀行となっている。渋沢は「合本主義」を唱えて、資本主義市場の役割を重視した。渋沢栄一はこの第一銀行券、いまでいえば日銀券すなわち紙幣の十円紙幣の肖像となっているのである。多分今の価格レートでいえば十円紙幣は一万円札と同じくらいの価値ではないだろうか。この十円紙幣にある渋沢の顔は新一万円札よりは少し若い渋沢であるが、ポーズはほとんど同じである。この十円札の写真は田多井喜生『朝鮮銀行』(ちくま学芸文庫)の36ページに載っている。

1877年に西南戦争があり、通貨政策の未整備とインフレのために、中央銀行の必要から1882年(明治15年)にアメリカにならって日本銀行(当時株式会社)が設立されたのである。しかし、第一銀行券は、植民地支配のために軍事費調達のための大きな役割を果たした。日本は1876年の「日朝修好条約」で朝鮮支配を開始し、1895年の日清戦争で台湾と朝鮮を植民地化した。1902年に第一銀行は韓国で銀行券(紙幣)の発行を開始した。1910年の韓国併合により朝鮮銀行と名称を改めて韓国の中央銀行となった。日本が発行したこれらの紙幣は鮮銀券と呼ばれた。一方、植民地化された台湾でも1899年、中央銀行として台湾銀行が設立された。台湾銀行は敗戦の1945年の時点で、台湾17支店、中国35店、南洋20支店、フィリピン9支店を持っていた。朝鮮銀行も朝鮮全土ばかりでなく、満州、北京、ロンドン、ニューヨークなどに支店を開設していた。

戦争は武器支援だけでできるものではない。戦争するにはカネがいる。どこから調達するのか、その通貨政策金融政策のからくりがなければ戦争は遂行できないのである。日本政府及び日本軍は、朝鮮、満州、中国、台湾、南アジアにおいて現地通貨や軍票(軍が発行する兌換券)を発行して軍資金を調達し、地域経済をコントロールしたのである。

●新五千円札になる津田梅子のことは、津田塾大学の創設者ということくらいしか知らなかったが、これまたネット調べのわか勉強では、6歳で女子留学生として選ばれてアメリカに行ったのである。他の女子留学生も11,14才などと子供が選ばれている。これは10年留学させるということだかららしい。そうした人選の考え方はなかなか立派なものと思われる。人も促成栽培では育たない。しかし、6歳から28歳までアメリカの大学などにおいてカエルの誕生などの研究論文を出して評価されていたという。これはすでに帰国子女の先駆者であり、今の皇后の大先達にあたる。メンタリティーはかなり西洋的になっていたと思われる。文章も英語で書いた方が楽だったようだ。

政府がなぜ津田梅子を紙幣の顔に選んだのかは、今の政府の教育政策、学問の自由への圧殺などの態度を見るとちぐはぐな感じがする。大学から文学部をなくせなんて発言のある政府にとって、津田塾といえば英語だから、どうなのかと思うが英語だからいいのかもしい。昔、津田塾の女子学生と一橋の男子学生はご近所だったのでカップルが多かったような気がする。

●北里柴三郎がなんで選ばれたのか。ペスト菌や破傷風の研究をした人と小学校で教わったくらいの知識しかない。しかし、医学の専門分野はたくさんあるのになんで、北里にしる野口英世にしる細菌の研究なんだろうかと、当時の戦争の年表を重ねてみると、なるほどという点がある。戦争に生物化学兵器が登場し、植民地支配において風土病との戦いが不可欠である。北里柴三郎がドイツ留学レコッホと親交を深めたのは1885年から1901年にかけてのことである。日英同盟などができたこともあり、北里はノーベル賞候補にもなったのである。なんでも使い方しだいである。医学も731部隊にもなれば、伝染病撲滅のいのちとくらしに貢献するものにもなる。すなわち戦争医学にも平和医学にもなる。公衆衛生は国家の政策とも密接につながっているのです。北里柴三郎と野口英世は当時の最先端の医学研究をしていたのだと思う。

●新紙幣の三人に共通しているのは活躍した時代がほぼ同じであるということである。

死んだのは渋沢と北里が同じ 1931 年、津田梅子が 1929 年である。すなわち、大日本帝国が戦争や事変を起こして領土拡大を続けていた「輝かしい」時代である。横死した安倍元首相が「美しい日本を取り戻す」と言ったときにイメージしていたのはこの時期のニッポンのことに違いない。今後この三人の顔見ることが多くなると思うが、紙幣の顔にはどんな人がいいのか。結局昔の人でないと困るわけだが、生きている王様女王様を肖像にしているイギリスと同じようにしたら、ニッポンはまさに自民党の望む「カミの国」になってしまうかもしれない。

(いしづか ひでお、研究所主任研究員)



●事務局日程（2-4 月）

【2 月】

- 6 日 実務打合せ
- 7 日 協同組合等研究組織自主交流会参加
- 13 日 地域医療自治体病院 WG
- 25 日 第 8 回社会的連帯経済研究会
- 27 日 読書会（『無差別・平等の医療〜』）
- 28 日 「研究所ニュース」No. 81 発行
 - ・研究助成中間報告送付
 - ・ドイツ協同組合法学習会準備
 - ・会員登録確認送付
 - ・ニュース、機関誌、別冊編集
 - ・20 周年企画

【3 月】

- 10 日 第 5 回事務局会議
- 14 日 JCA 第 4 回協同組合等研究組織交流会参加
- 17 日 第 6 回理事会
- 18 日 ドイツ協同組合法学習会打ち合わせ
- 19 日 日本社会関係学会シンポジウム参加
- 23 日 ドイツ協同組合法第 1 回学習会
- 23 日 実務打ち合わせ

- 25 日 第 9 回社会的連帯経済研究会
- 27 日 読書会（『無差別・平等の医療〜』）
- 28 日 第 19 回協同組合研究会参加
- 31 日 機関誌 82 号、機関誌別冊 No. 3 発行
 - ・機関誌、別冊 3、4 編集
 - ・決算準備
 - ・20 周年企画

【4 月】

- 4 日 地域医療自治体病院 WG
- 18 日 協同組合等研究組織自主交流会参加
- 20 日 ドイツ協同組合法学習会打ち合わせ
- 22 日 第 10 回社会的連帯経済研究会
- 24 日 読書会（『無差別・平等の医療〜』）
- 27 日 ドイツ協同組合法第 2 回学習会
- 27 日 実務打ち合わせ
 - ・機関誌、別冊 3、4 編集
 - ・合本作成（71・72～80 号）
 - ・決算準備
 - ・20 周年企画準備
 - ・研究助成、奨励研究公募準備

機関誌や研究所ニュース発行、定期総会準備という通常の業務と平行して、3 月に機関誌別冊 3 を、5 月に機関誌別冊 4 を発行し、ニュースと一緒にお手元に届くかと思えます。ちょうど全 3 回のドイツ協同組合法のオンライン学習会も重なる工程でしたが、地域医療の現状や課題をシェアできればと思っています。なお別冊 3 はイタリアのピアヴァーティ先生にもお届けしお礼の連絡をいただきました。関係する皆様、ありがとうございました。（竹）

